

桑名西医療センター跡地活用検討委員会設置要綱

平成 25 年 5 月 13 日

(設置)

第 1 条 地方独立行政法人桑名市総合医療センターの新病院整備による医療機関の統合にともない、桑名西医療センターの跡地の活用について検討するため、桑名西医療センター跡地活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第 2 条 委員会の設置期間は、設置の日から当該跡地活用方針が決定する日までとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討、協議を行う。

- (1) 跡地施設等の活用方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 街づくり学識経験者
- (2) 地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長
- (3) 地方独立行政法人桑名市総合医療センター副理事長
- (4) 桑名西医療センター病院長
- (5) 設立団体代表者
- (6) 桑名医師会代表者
- (7) 大成地区自治会連合会長
- (8) 地元自治会代表者

2 委員会の委員の任期は、第 2 条に規定する設置期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員の会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければこれを開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、統合連絡室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。